

44. 05

同一出願人により同日に出願された二以上の意匠登録出願についての 意匠法第9条及び第10条の適用について

<取扱いの原則>

(1) 協議の対象

- ① 同日に出願された同一又は類似の意匠登録出願は、同一人、他人に関わらず意9条2項の規定に基づく協議の対象とする。
- ② なお、同日に出願された類似する意匠登録出願が同一人に係るものであって、本意匠とその関連意匠として出願され、その関係が成り立っている場合(注)には、意9条2項の規定に関わらず協議の対象とならない。

(注) 本意匠は、他の意匠の関連意匠として出願されていないものであって、関連意匠は、本意匠として選択した意匠に類似するものでなければならない。

- (2) 協議対象の出願は、基本的に協議により定められた一のみが意匠登録を受けることができる。

本意匠とその関連意匠とする補正が行われ、その関係が成り立つ場合には、本意匠とその関連意匠として意匠登録を受けることができる。

(4) 協議の不成立

- ① 指定期間内に届出がないときは、協議が成立しなかったものとみなす（意9条5項）。
- ② 協議に対する届出の内容に矛盾がある場合、あるいは届出上は矛盾がない場合であっても届出内容に合致した手続（補正、取下げ等）を伴わない場合（注）は、協議が成立しなかったものとみなす。

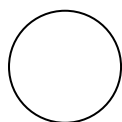
（注） ・選択しなかった意匠の取下げが行われない場合
 ・本意匠として選択した意匠が、他の関連意匠となっている場合など

(5) 査 定

- ① 本意匠とその関連意匠の関係が成立し両意匠に拒絶の理由がない場合、本意匠と関連意匠は、同時に意匠登録をすべき旨の査定をする（ただし、国際意匠登録出願の場合には、本意匠の意匠権の設定の登録を待ってから、関連意匠の登録査定を行う）。
- ② 本意匠に拒絶の理由がある場合、関連意匠は本意匠の登録を待たなければ登録をすることができない
 関連意匠に拒絶の理由がある場合、本意匠は、拒絶の理由がなければ関連意匠の結果を待たずに先に登録する。

【凡例】

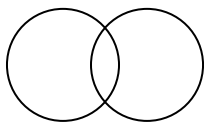
以下の説明において、各図は下記の意味を表すものとして使用する。



: 通常の意匠登録出願
 （関連意匠以外の意匠登録出願）

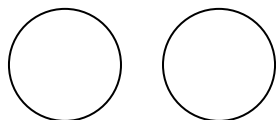


: 関連意匠の意匠登録出願

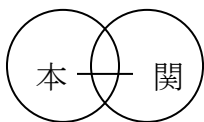


: 類似する関係

（注）円は類似範囲を表すものではなく、類似するという関係にあることを円の重なりで表したに過ぎない。

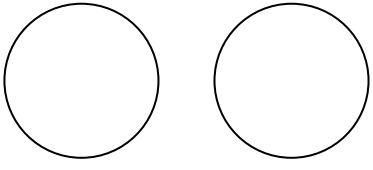


: 類似しない関係

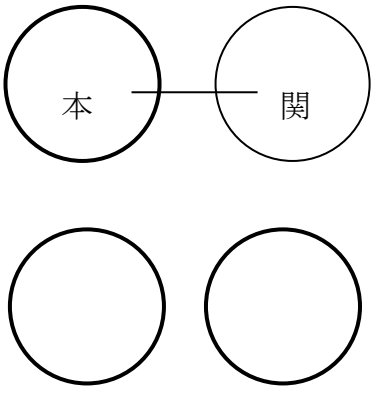


: 本意匠—関連意匠

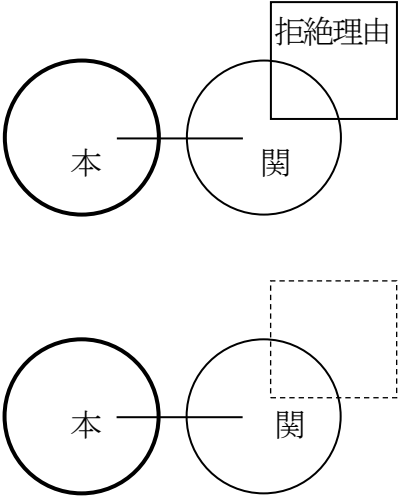
1 - 1. 同一に出願された類似しない意匠（通常出願）

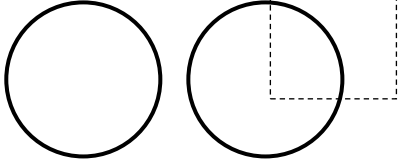
	・同一人、他人の場合とも、それぞれを通常の出願として登録する。
---	---

1 - 2. 同日に出願された類似しない意匠（一方が関連意匠の出願）

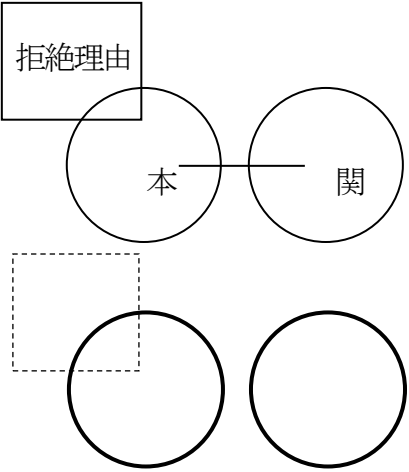
	・関連意匠の出願が本意匠に類似しない場合は、関連意匠の出願に対して、意10条1項の拒絶の理由を通知する。 ・拒絶の理由がない本意匠は、先に登録する。 ・関連意匠について、本意匠の表示欄を削除する補正が行われたとき、通常在意匠登録出願として登録する。
--	--

1 - 3. 本意匠に類似しない関連意匠出願に拒絶の理由がある場合

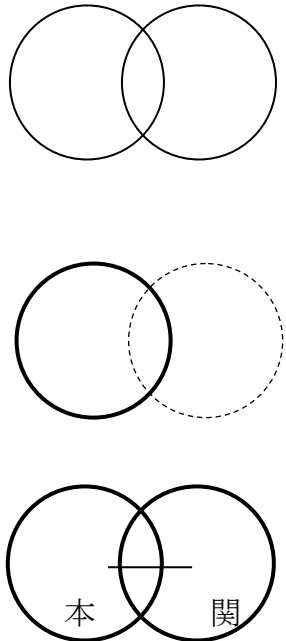
	・拒絶の理由のない本意匠は、先に登録する。 ・拒絶理由のある関連意匠に、拒絶の理由を通知する。 (あわせて、本意匠に類似しない旨を「なお書き」として記載する。) ・関連意匠について、拒絶の理由が解消し、関連意匠とすることを維持している場合は、意10条1項の拒絶理由を通知する。
---	--

	・関連意匠について拒絶の理由が解消し、本意匠の表示欄を削除する補正が行われたとき、通常の出願として登録する。
---	--

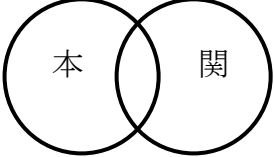
1 - 4. 本意匠に類似しない関連意匠出願の本意匠に拒絶の理由がある場合

	・本意匠に拒絶の理由を通知する。 ・関連意匠には、本意匠と類似せず、意10条1項に基づき、関連意匠として意匠登録を受けられない旨の拒絶の理由を通知する。 ・本意匠について、拒絶の理由が解消したときは、登録する。 ・関連意匠について、本意匠の表示欄を削除する補正が行われたとき、通常在意匠登録出願として登録する。
--	--

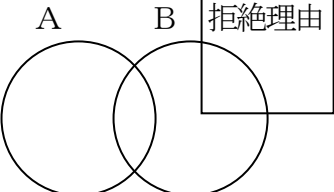
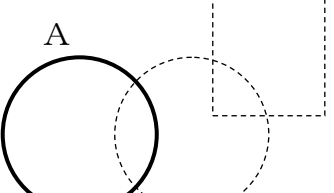
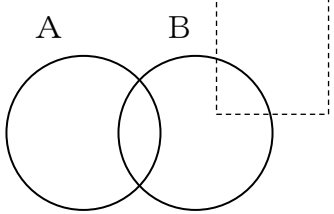
2 - 1. 同日に出願された類似する意匠（通常出願）

	・双方に、意9条4項に基づく協議を指令する。 ・同一人に係る出願の場合には、長官名の協議指令と共に審査官名の意9条2項に基づく拒絶の理由を通知する。 ・いずれか一方を選択する旨の届出があり、他方が取り下げられたときは、選択された一方を登録する。 ・届出がなく、一方の取下げのみが行われたときは、指定期間の経過後、協議の必要がなくなった他の一方を登録する。 ・同一人に係る出願（譲渡等によって同一人になった場合を含む）であって、届出と共に、一方を本意匠として他方をその関連意匠出願とする補正があったときは、両意匠を登録する。
---	---

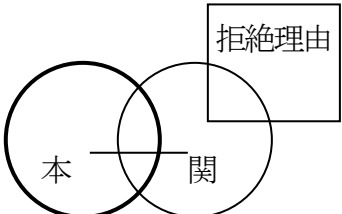
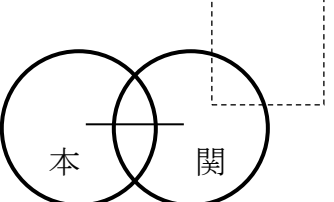
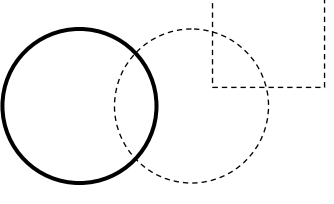
2 - 2. 同日に出願された類似する意匠（一方が関連意匠の出願）

	・ 本意匠とその関連意匠として出願され、類似すると認められるときは、両意匠を登録する。
---	---

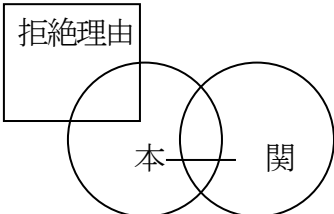
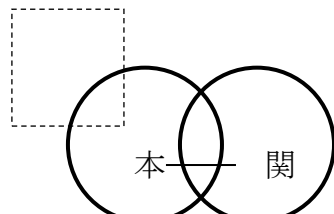
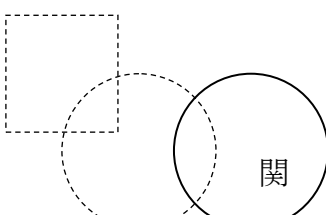
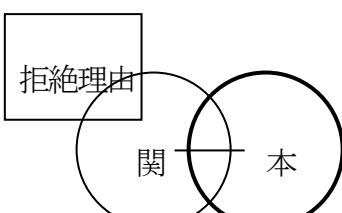
4 - 1. 同日に出願された類似する意匠（通常出願）の一方に拒絶の理由がある場合

	・拒絶理由がある出願Bに、その拒絶理由を通知する。 ・出願Bの結果によって協議が必要となる出願Aには、「待ち通知」を行う。
	・出願Bについて、拒絶の査定又は審決が確定したときは、出願Aを登録する。
	・出願Bの拒絶の理由が解消したときは、両意匠が意9条2項の規定に該当するものとなるので、双方に意9条4項に基づく協議を指令する。 (以降は、2 - 1. に同じ。)

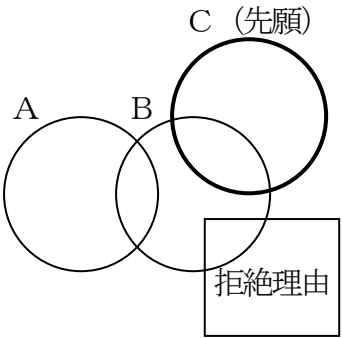
4 - 2. 同日に出願された類似する意匠の一方（関連意匠）に拒絶の理由がある場合

	・関連意匠に拒絶の理由を通知する。 ・拒絶の理由のない本意匠は、先に登録する。
	・関連意匠の拒絶の理由が解消したときは、関連意匠として登録する。
	・関連意匠について拒絶の査定又は審決が確定した場合、先に登録した本意匠のみが登録されることとなる。

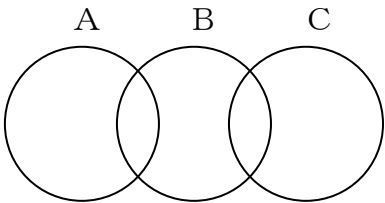
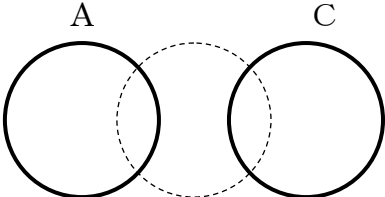
4 - 3. 同日に出願された類似する意匠の一方（本意匠）に拒絶の理由がある場合

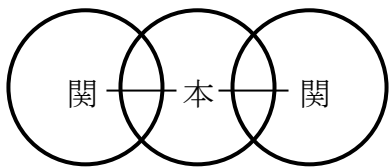
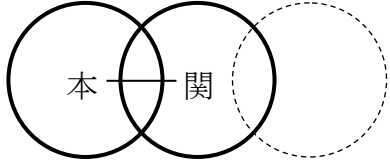
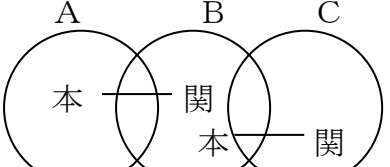
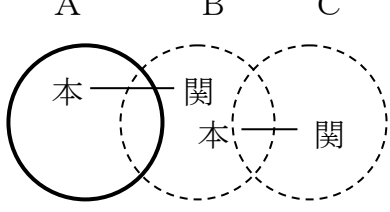
   	・本意匠に対して拒絶の理由を通知する。 ・関連意匠には「待ち通知」を行う。 ・本意匠の拒絶の理由が解消したとき、本意匠と関連意匠をいずれも登録する。 ・本意匠の拒絶の査定又は審決が確定したときは、関連意匠に対して、本意匠が存在せず関連意匠として登録を受けることができない旨の拒絶の理由（意10条1項）を通知する。 ・これに対して、本意匠の表示を削除する補正が行われたときは、通常の意匠登録出願として登録する。 ・なお、本意匠と関連意匠を入れ替える補正が行われたときは、拒絶の理由がないものとなる本意匠を先に登録する。 (4 - 2. 参照)
--	---

4 - 4. 同日に出願された類似する意匠の一方に意 9 条及び意 9 条以外の拒絶の理由がある場合

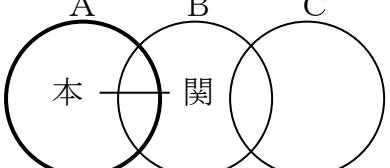
	・先願Cに拒絶の理由がなければ登録する。 ・類似する同日出願のいずれか（出願B）に、意 9 条及び意 9 条以外の拒絶の理由がある場合、意 9 条以外の拒絶の理由を先に通知する。 ・出願Bの結果によって協議が必要となる出願Aには、「待ち通知」を行う。 ・出願Bについて意 9 条以外の拒絶の理由が解消し、先願Cの意匠権の設定の登録がなされたときは、出願Bに対して意 9 条 1 項（先後願）の拒絶の理由を通知する。 （以降は、4 - 1. に同じ。また、一方が関連意匠の場合は、4 - 2. 4 - 3. に同じ。）
---	--

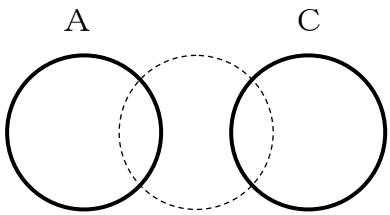
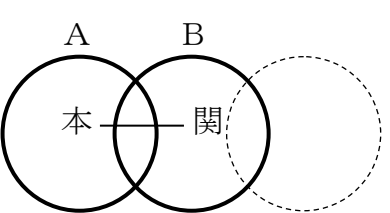
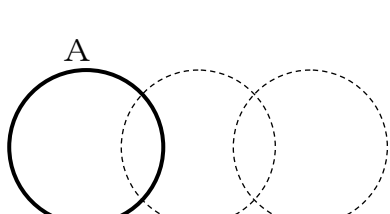
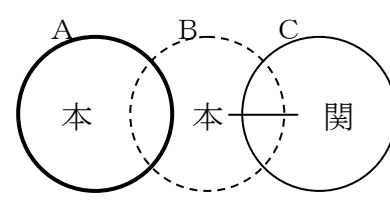
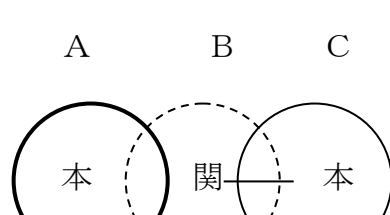
5 - 1. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（通常出願）

	・A—B、B—Cの間にそれぞれ協議を指令する。
	・A—B間でAを選択する旨の届出、及びB—C間でCを選択する旨の届出があり、Bが取り下げられた場合は、A、Cを登録する。

	・三意匠が同一人に係る出願であって、Bを本意匠として他をその関連意匠とする補正があったときは、三意匠を登録する。
	・AあるいはCを本意匠とした場合には、Bはその関連意匠として登録を受けることができるが、本意匠とならなかったAあるいはCは、関連にのみ類似する意匠（意10条3項）に該当し、意匠登録を受けることができない。
	・左記の矛盾ある届出は、以下のように扱う。
	・A—Bの協議は成立していると認められるので、拒絶の理由のない意匠Aは登録する。 ・B—Cは、本意匠として選択したものが他の関連意匠となっており、協議が成立していると認められない。 ・出願B、Cは、意9条2項に基づく拒絶の対象となる。（他人の場合は、拒絶の理由を通知。同一人の場合、協議と共に通知している拒絶理由により拒絶の査定。） →先願の地位を有す。

5 - 2. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（関連意匠）(1)

	・B—Cの間に協議を指令する。（本意匠—関連意匠の関係が成立するA—Bは、意10条1項により意9条2項の規定が適用されないため、協議指令の対象とならない。） ・拒絶の理由がない本意匠Aは、先に登録する。
---	--

	・ Cを選択する旨の届出があり、Bが取り下げられたときは、Cを登録する。
	・ Bを選択する旨の届出があり、Cが取り下げられたときは、BをAの関連意匠として登録する。
	・ B—C間の協議が不成立・不能の場合、協議結果の届出がない場合に、B、Cは拒絶の対象となる。（他人の場合、拒絶の理由を通知。同一人の場合、協議と共に通知している拒絶理由により拒絶の査定。）
	・ B—Cについて、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、以下のように扱う。 ・ 届出自体は成立していると認められるが、出願Bは、既登録のAと協議を要するものとなっていながら事実上協議することができないものとなるので、意9条2項に基づく拒絶の理由を通知する。 →拒絶の確定により先願の地位を有す。
	・ Bが本意匠の場合、上記の扱いによってBの拒絶が確定した後、出願Cは、本意匠が存在せず関連意匠登録を受けられない旨、意10条1項に基づく拒絶理由を通知する。→Cを通常の出願とする補正があれば、登録する。
	・ Cが本意匠の場合、拒絶の理由のない出願Cは、Bに関わらず登録する。

5 - 3. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（関連意匠）（2）

	・本意匠に類似しないCは、関連意匠と認められず、意10条4項（関連意匠間に意9条2項を適用しない旨）の規定も受けないので、Bとの協議が必要となる。 ・B—C間に協議を指令する。（A、B、Cが相互に類似する関係（6—1. の関係）にないことを示すため、Cには、Aに類似しない旨を併せて記載する。） ・A—Bは、本意匠—関連意匠の関係が成立するので、意9条2項の規定を適用しない。 （以降は、前記5—2. に同じ。） ・拒絶の理由のない本意匠Aは、先に登録する。
	・B—Cについて、Cを選択し、なおAを本意匠とすることを維持する旨の届出があったときは、Cに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。
	・B—Cについて、いずれか一方を本意匠とし、他をその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、届出は成立していると認められるが、出願Bは登録を受けることができない。（前記、5 - 2. 参照）

5 - 4. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（関連意匠）（3）

	・Cに対して、意10条1項に該当せず登録を受けられない旨の拒絶の理由を通知する。 ・拒絶理由のないA、Bは、本意匠—関連意匠として先に登録する。
	・Cについて、本意匠の表示欄を削除する補正が行われたとき、通常の意匠登録出願として登録する。

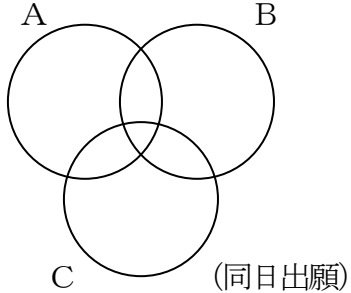
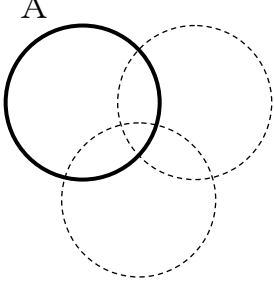
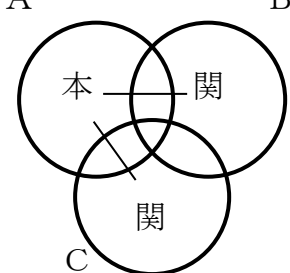
5 - 5. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（関連意匠）（4）

	・本意匠に類似しないB、Cは、関連意匠として登録を受けることができない。 ・B—Cの間に協議を指令する。 （前記5—3. と異なることを示すために、B、Cとも本意匠に類似しない旨を「なお書き」として記載する。） ・拒絶の理由がない本意匠Aは、先に登録する。
	・B—Cについて、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、B、Cを登録する。 ・B—Cについて、BあるいはCの一方を選択し、Aを本意匠とすることを維持する旨の届出があったときは、選択されたBあるいはCに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。（1 - 2. 参照）

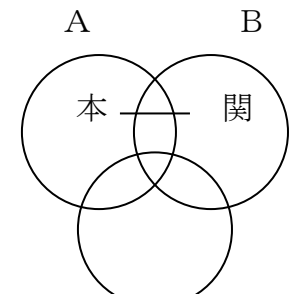
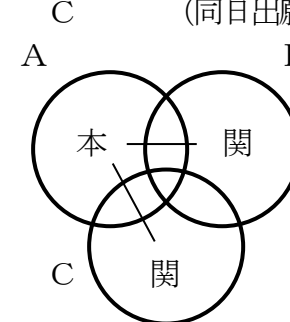
5 - 6. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 三意匠の場合（関連意匠）（5）

	・B—Cの間に協議を指令する。 （前記5 - 2. と異なることを示すため、Bには、本意匠に類似しない旨を「なお書き」として記載する。） ・拒絶の理由がない本意匠Aは、先に登録する。
	・B—Cについて、本意匠としその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、B、Cを同時に登録する。
	・BあるいはCの一方を選択する旨の届出があり、他の一方が取り下げられたときは、選択された意匠を登録する。
	・Cを取り下げ、Bを選択した場合であって、Aを本意匠とすることが維持されているときは、Bに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。（1 - 2. 参照）

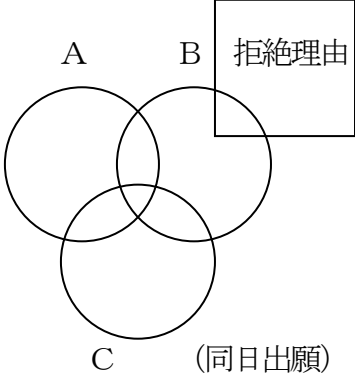
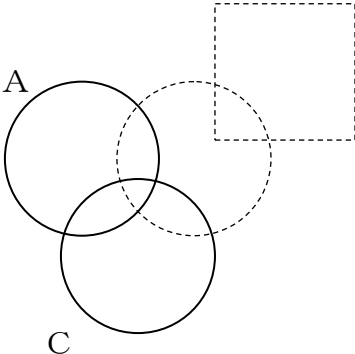
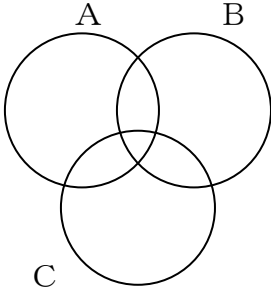
6 - 1. 同日に出願された相互に類似する複数の意匠（通常出願）

 (同日出願)  	・ A—B、B—C、C—Aの間にそれぞれ協議を指令する。 (A出願には、B、Cとの協議指令、 B出願には、A、Cとの協議指令、 C出願には、A、Bとの協議指令を行う。) ・ A、B、Cのいずれか一のみを選択する旨の届出があり、他が取下げられたときは、選択された一を登録する。 ・ 三意匠が同一人に係る場合であって、いずれか一を本意匠として、他をその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、三意匠を登録する。 (B—C間は、意10条4項により、意9条2項の規定は適用されないものとなる。)
--	---

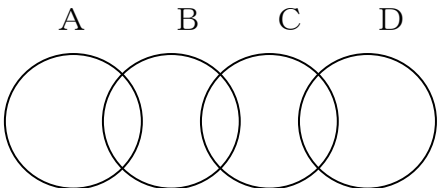
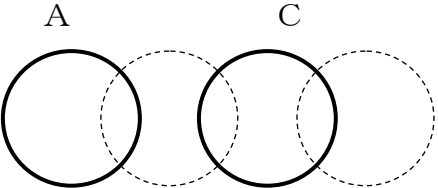
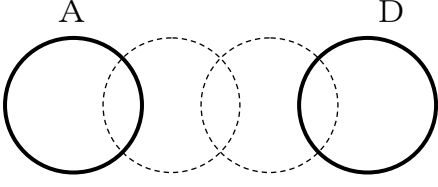
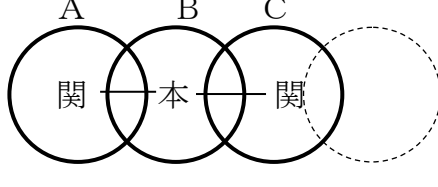
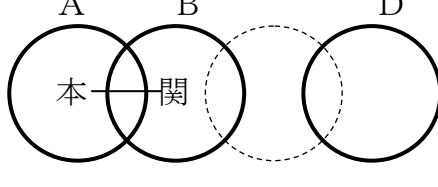
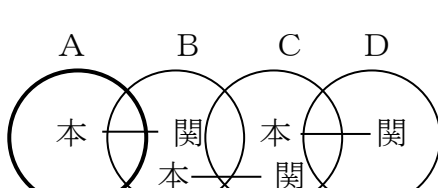
6 - 2. 同日に出願された相互に類似する複数の意匠（関連意匠）

 (同日出願) 	・ A—C、B—C間に協議を指令する。 (A—B間は、本意匠—関連意匠の関係が成立し、意10条1項により意9条2項の規定が適用されないので、協議を要しない。) ・ 三意匠が同一人に係り、Cについて、本意匠Aの関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、三意匠を登録する。 (B—C間は、意10条4項により、意9条2項の規定は適用されないものとなる。)
---	--

6 - 3. 同日に出願された相互に類似する複数の意匠（通常出願）の一に、拒絶の理由がある場合

 (同日出願)	・拒絶の理由があるBに、その拒絶理由を通知する。 ・出願Bの結果によって協議が必要となる出願A、Cには、「待ち通知」を行う。
	・出願Bについて拒絶の査定又は審決が確定したときは、A—Cの間に協議を指令する。 (以降は、2—1. に同じ。)
	・出願Bの拒絶の理由が解消したときは、A—B、B—C、C—Aの間に協議を指令する。 (以降は、6—1. に同じ。)

7 - 1. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（通常意匠）

	・ A—B、B—C、C—Dの間に協議を指令する。
	・ 各協議の一方を選択する旨の申出と、他方を取り下げることにより、隣接しない二意匠（「A、C」「B、D」「A、D」）が選択されたときは、それぞれを登録する。
	・ 届出と共に関連意匠とする補正を伴う場合であって、類似する三意匠を関連意匠として、「A—B—C」「B—C—D」の関係とする補正、
	あるいは、類似する二意匠を関連意匠として、「A—B、D」「B—D」「A、C—D」の関係とする補正があつたときには、それぞれ登録する。
	・ A—Bについては、Aを本意匠とし、 - B—Cについては、Bを本意匠とし、 - C—Dについては、Cを本意匠とする旨の届出と補正があつたときは、以下のように扱う。
	・ A—B間の協議は成立していると認められ、拒絶の理由のない意匠Aは、登録する。 ・ B—C、C—D間には、本意匠として選択した意匠が他の関連意匠となっており、協議が成立していると認められない。 ・ 出願B、C、Dは、意9条2項に基づく拒絶の対象となる。→先願の地位を有す。

7 - 2. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）(1)

	・ C—Dの間に協議を指令する。 (以降、5—2. 参照) ・ 本意匠—関連意匠の関連が成立し、拒絶の理由のないA—Bは、先に登録する。
	・ C—Dについて、Dを選択する旨の届出とCの取下げがあった場合、Dを登録する。
	・ C—Dについて、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときの取扱いは、5—2. 参照。

7 - 3. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）(2)

	・ 意10条1項の規定が適用されないB—Cの間に協議を指令する。 ・ 拒絶の理由がないA、Dは、先に登録する。
	・ B、Cのいずれか一方を選択する旨の届出があり他方が取り下げられたときは、選択された一方を関連意匠として登録する。

7 - 4. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）（3）

A B C D	・ B—Cの間に協議を指令する。 ・ 拒絶の理由がないAは、先に登録する。 ・ 関連意匠Dには、「待ち通知」を行う。
A C D	・ Cが選択されBが取り下げられたときは、C、Dを本意匠—関連意匠として登録する。 ・ Bが選択されCが取り下げられたときは、BをAの関連意匠として登録する。
A B D	・ 意匠Dについて、本意匠の表示欄を削除する補正が行われれば、通常の意匠として登録する。

7 - 5. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）（4）

A B C D	・ A—B、C—Dの間に協議を指令する。 (Cについては、本意匠Bに類似しない旨を「なお書き」として記載する。)
A B C D	・ A—Bについて、いずれか一方を選択するか、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、登録する。(2 - 1. 参照) ・ C—Dについて、いずれか一方を選択するか、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、登録する。
A B C	・ Dを取下げ、Cを選択して、Bを本意匠とすることを維持する届出があったときは、Cに対して、意10条1項の拒絶の理由を通知する。 (1 - 2. 参照)

7 - 6. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）（5）

	・ C - D間に協議を指令する。 （Cについては、本意匠Aに類似しない旨を「なお書き」として記載する。） ・ 拒絶の理由がないA—Bは、先に登録する。
	・ C—Dについて、本意匠とその関連意匠とする旨の届出と補正があったときは、登録する。
	・ C—Dについて、Dを取下げ、Cを選択して、Aを本意匠とすることを維持する届出があったときは、Cに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。（5 - 4. 参照）

7 - 7. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）（6）

	・ A—Bの間に協議を指令する。 ・ 拒絶の理由がないCは、先に登録する。 ・ 本意匠に類似しないDには、意10条1項の拒絶の理由を通知する。
	・ Dについて本意匠の表示欄を削除する補正があれば、通常の出願として登録する。 ・ A、B、Cの扱いは、5 - 2. 参照。

7 - 8. 同日に出願された類似する複数の意匠 - 四意匠の場合（関連意匠）(7)

	・ B—C、C—Dの間に協議を指令する。 （Bについては、本意匠Aに類似しない旨を「なお書き」として記載する。） ・ 拒絶の理由がないAは、先に登録する。 ・ B、C、Dの扱いは、5 - 1. 参照。
	・ Bを選択し、Aを本意匠とすることを維持する届出があったときは、Bに対して意10条1項の拒絶の理由を通知する。
	・ B、C、Dが同一人に係る出願であって、Cを本意匠とし、B、Dをその関連意匠とする補正があったときは登録する。